

福井県国民保護計画に係るマニュアルの概要について

資料3

マニュアル一覧

	マニュアル名	記載（予定）項目	福井県国民保護計画における関連項目
1	避難マニュアル	1 国民保護対策連絡室 2 国民保護対策本部 3 避難の指示 4 避難誘導 5 退避の指示	第4章第1節 住民の避難
2	救援マニュアル	1 救援の実施 2 救援の実施内容 3 避難所の運営	第4章第2節 避難住民等の救援および医療措置
3	情報伝達マニュアル	1 発見者の通報連絡 2 警報の伝達、緊急通報の発令 3 避難の指示（退避の指示）の伝達 4 安否情報の収集、整理等 5 被災情報の収集、報告等 6 通信手段の確保	第3章第3節 情報の通知および伝達
4	災害時要援護者支援マニュアル	1 災害時要援護者について 2 平常時の要援護者支援対策 3 災害時の要援護者支援対策	第2章第5節 災害時要援護者支援体制の整備
5	証明書等の交付手続マニュアル	1 国民保護措置にかかる証明書等について 2 赤十字標章等の交付および使用の許可 3 特殊標章等の交付および使用の許可 4 緊急通行車両の標章の交付	第3章第6節 安全のための赤十字標章等の交付 第4章第4節 交通の確保
6	輸送マニュアル	1 輸送の実施体制 2 避難住民等の輸送 3 緊急物資の輸送 4 緊急通行車両	第4章第3節 避難住民等の輸送
7	補償マニュアル	1 補償等について 2 損失補償及び実費弁償 3 損害補償及び損失補てん 4 費用の負担	第5章第5節 補償および費用負担

マニュアルの概要

避難マニュアル

第1 国民保護対策連絡室

- (1) 国において武力攻撃事態等が認定される前など武力攻撃の初期段階において、国民保護対策連絡室を県総合防災センター内に設置。
- (2) 連絡室の設置を決定した場合、関係職員は、定められた伝達システムにより、連絡を受け、総合防災センターへ参集。
- (3) 連絡室の設置および連絡室会議の報告事項について関係機関に連絡。(連絡事項および連絡先機関を整理)

第2 国民保護対策本部

- (1) 県は、国から対策本部を設置すべき旨の通知を受けたとき、対策本部を県総合防災センター内に設置。また、必要に応じて現地対策本部を指定した出先機関に設置。
- (2) 連絡室の設置を決定した場合、全職員は、定められた伝達システムにより、連絡を受け、総合防災センターまたは各所属場所へ参集。
- (3) 対策本部の設置および対策本部会議の決定事項について関係機関に連絡。(連絡事項および連絡先機関を整理)
- (4) 市町村は、国から対策本部を設置すべき旨の通知を受けたとき、対策本部を設置し、その内容を関係機関へ連絡。

第3 避難の指示

- (1) 県は、国から避難措置の指示を受けたとき、避難の指示の内容を決定するため、各機関と次の事項を協議し、避難の指示を決定。(機関ごとの協議事項について整理)

要避難地域を管轄する市町村

- ・ 避難対象地域の避難者数、各輸送手段ごとの避難対象者数
- ・ 陸上輸送による避難が困難な地域の有無 他

避難先地域を管轄する市町村

- ・ 受け入れるべき避難者数
- ・ 避難者を受け入れる避難施設の区域 他
- ・ 輸送事業者(鉄道、バス等)
- ・ 輸送対象者数、運行区間、避難開始日時
- ・ 輸送車両使用の可否 他

道路管理者

- ・ 交通規制を踏まえた避難経路の選定 他

陸上自衛隊

- ・ 交通規制を踏まえた避難経路の選定
- ・ 自衛隊使用道路との調整

第八管区海上保安本部 敦賀海上保安部

- ・ 航空輸送または海上輸送行う場合、その航空機および船舶使用の可否
- ・ 航空輸送または海上輸送の対象者数、輸送方法 他

(2) 協議が整い次第、運送事業者に対し、避難住民の運送を要請。(運送要請機関を整理)

(3) 県は、避難の指示において必要事項を示し、関係機関に通知。(避難の指示の例を記載)

(4) 避難の指示を通知後も、各機関と引き続き次の連絡・協議を行い、避難の準備を進める。

要避難地域を管轄する市町村

- ・ 鉄道の臨時ダイヤ、手配したバス等の台数および待機場所
- ・ 陸上輸送による避難が困難な地域の避難方法 他

避難先地域を管轄する市町村

- ・ 鉄道の臨時ダイヤ、手配したバス等の台数
- ・ 受入避難施設の選定 他

運送事業者(鉄道、バス等)

- ・ 臨時ダイヤ(発車時刻、運行間隔、車両編成等)
- ・ 手配したバス等の台数および待機場所 他

第4 避難誘導

(1) 県は、要避難地域市町村が作成する避難実施要領について、意見を求められた場合は、必要な意見を述べるとともに、広域的な観点から調整が必要であると判断した場合は、所要の調整を実施。

(2) 避難誘導が行われているときは、避難実施要領に従って円滑に行われているか状況を把握。

(3) 要避難地域の市町村は、避難の指示に基づき、次の事項を内容とする避難実施要領を作成。(避難実施要領記載例、作成時に留意すべき事項を整理)

避難の経路、避難の手段、避難の手順

避難住民の誘導の実施方法

- ・ バス等による避難について、どの避難施設(集合場所)から移動させるか
- ・ 鉄道による避難について、いつ避難施設(集合場所)から駅に移動させるか

- ・ 災害時要援護者の誘導
- ・ 残留者の確認

避難住民の誘導にかかる関係職員の配置

- ・ 避難住民の引率
- ・ 避難施設（集合場所）
- ・ 災害時要援護者の誘導

バス等の待機場所

避難誘導からはぐれた際の緊急連絡先

その他非難の実施に必要な事項

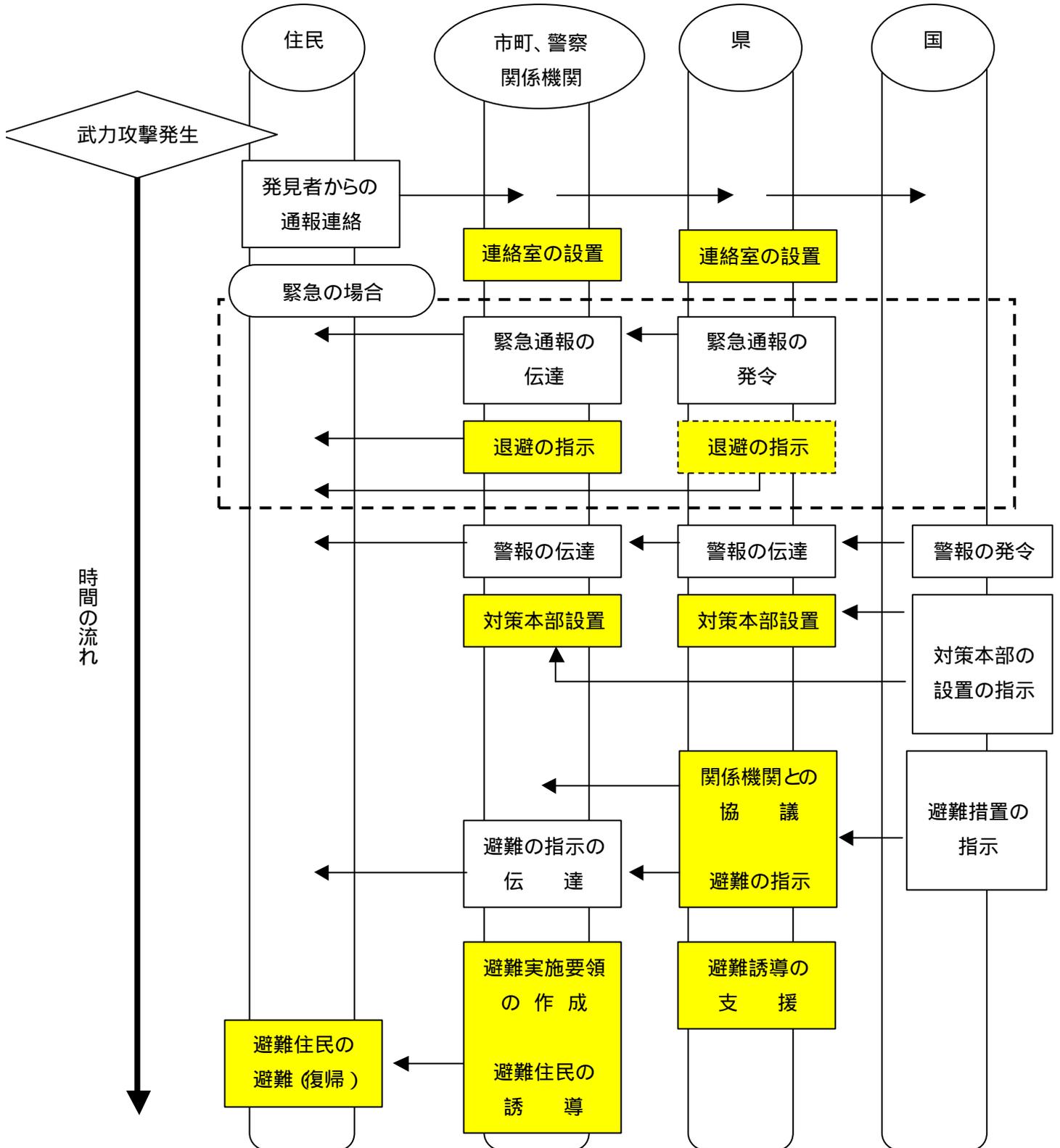
- (4) 避難実施要領を作成後、速やかに住民、関係機関等に伝達するとともに、避難誘導の実施にあたり応援が必要な場合は、警察や自衛隊等に要請。
- (5) 避難誘導の種類を、バスによる避難、鉄道による避難、借上げ車両等による災害時要援護者の避難に分け、それぞれの措置の手順を整理。
- (6) 避難先地域の市町村は、避難の指示に基づき、避難者の受入要領を定め、必要な人員の配置等を実施。

第5 退避の指示

- (1) 県は、緊急の必要があると認めるときは、国の指示を待たずに自ら退避の指示を実施。（退避の指示の例を記載）
- (2) 退避の指示を行う場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まるほうが安全であると考えられる状況のときは、屋内への退避を指示。
- (3) 要避難地域については、ロープ、表示板等を用いて警戒区域の設定を行い、立入りを禁止するとともに、防災行政無線等により住民に広報、周知を実施。
- (4) 退避の指示および警戒区域の設定の内容を、関係機関に通知。
- (5) 市町村は、特に必要があると認めるときは、県と同様に国の指示を待たず退避の指示を出すほか、警戒区域を設定し、それらの内容を関係機関に通知。

避難の流れ

■ 避難マニュアルで定める範囲



救援マニュアル

第1 救援の実施

- (1) 県は、国から避難住民等への救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民や被災者に対し、関係機関の協力を得て救援措置を実施。
- (2) 県は、事態に応じて市町村に対し救援の事務を委任し、原則として災害救助法が適用された場合に準じて、救援事務の実施主体を整理。
- (3) 医療や土木建築、通信等の関係機関に協力を求める場合は、防護対策の実施、情報の提供等の必要な措置を講じ、その業務に従事する者の安全の確保に十分配慮。
- (4) 救援に関する費用は、救援を実施した県が支弁し、国が県の支弁した費用について負担。
- (5) 救援の措置は、国民保護法第75条、法施行令第9条および厚生労働省告示に基づき実施。(救援の実施内容を整理)

第2 救援実施内容

- (1) 各種救援の措置に関する主な内容について次のとおり整理。

〔住宅施設関連〕

避難所の供与

- ・ 避難住民や被災者に対し、一時的に避難所を供与。
- ・ 県があらかじめ指定した避難所である公民館、学校、体育館、福祉センター等の既存の建物を利用。
- ・ 避難住民の実態を把握し、通信機器、仮設トイレ等必要な設備を確保。

応急仮設住宅

- ・ 武力攻撃災害により住宅が損壊し居住する住宅がない者に対し、一時的な居住を確保。
- ・ 仮設住宅は、原則として県が建築業者に請負わせて行うものであるが、必要な敷地の確保、入居者等の選定は市町村が実施。
- ・ 入居者に対し、公営住宅の優先的入居、各種貸付制度による住宅資金の斡旋等の施策を活用。

住宅の応急修理

- ・ 武力攻撃災害により住家が半壊または半焼した者に対し、応急修理を行い、居住の安定を確保。
- ・ 応急修理は、原則として県が建築業者に請負わせて行い、市町村は修理対象となる住家を選定。
- ・ 居室、炊事場、便所等のように日常生活上欠くことのできない部分の応急修理が対象。

住宅の土砂等の除去

- ・ 武力攻撃災害により日常生活に欠くことのできない場所に土石、竹木等障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない者に対し、障害物の除去を行い、生活を確保。
- ・ 委任を受けた市町村が、必要な機材、器具等を調達し、人員を動員するほか、土木建築業者に請け負わせて障害物の除去を実施。
- ・ 居室、炊事場、便所等のように日常生活上欠くことのできない部分の障害物除去が対象。

〔物資・医療関連〕

通信設備の提供

- ・ 避難所への避難や武力攻撃災害により、電話等の通信手段を失った者に対して、通信設備を提供し、通信手段を確保。
- ・ 県は、避難所を運営する市町村からの情報を通じて電話、FAX等の設置状況を把握した上、必要な通信設備を確保し各避難所へ提供。

食品の給与

- ・ 避難住民や被災者に対し、炊き出し等による食品を給与することにより、一時的に食生活を確保
- ・ 食品の給与を行う県または市町村は、避難所や被災地からの報告等により実態を把握するとともに、それぞれの備蓄物資の確認、選定および輸送の手配等に関する調整を実施。
- ・ 備蓄による物資だけでは不足する場合は、農政事務所や一般食料品店等から必要とされる食料を購入。また、国に対しても食料の支援要請を実施。

飲料水の供給

- ・ 避難住民や被災者等の現に飲料水を得ることができない者に対し、飲料水を供給。
- ・ 県は、水道法に基づき、水道事業者や水道用水事業者に飲料水の供給を命令し、給水を確保するほか、県または市町村が備蓄しているペットボトル水等の飲料水を供給。
- ・ 備蓄による飲料水だけでは不足する場合は、一般食料品店等から必要とされる数量を購入。また、国に対しても食料の支援要請を実施。

生活必需品の給与・貸与

- ・ 生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失または損傷し、日常生活を営むことが困難な者に対し、必要な物資を給与し生活の安定を確保。
- ・ 生活必需品の物資は、県、市町村の備蓄物資の使用、または一般店舗等からの購入により確保。

- ・被災状況や物資調達状況等に応じ、被服、寝具、日用品、炊事用具等の現物を原則として世帯単位に給与または貸与。

医療の提供および助産

- ・避難所への避難や武力攻撃災害により、医療または助産の途を失った者に対し、応急的に処置を実施。
- ・県が対策を講じ、原則として医師等による救護班によって避難所等に設置する救護所で医療を提供。
- ・診察、薬剤等の支給、処置、手術その他治療、病院等への収容および分娩の介助等を実施。

健康相談

- ・災害による環境の変化等から生じる健康の不安やストレス等を抱える者に対し、健康相談や心のケアを実施。
- ・県は、市町村の報告等を通じて避難者の健康状態を把握し、必要に応じ避難所や最寄りの保健所等に窓口を設置。
- ・窓口に来られない人に対して、保健師等で構成する巡回班が避難所などを巡回し、必要なケアを実施。

学用品の給与

- ・避難所への避難や武力攻撃災害により、学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある児童生徒に対し就学の便を確保。
- ・被災者名簿と学校の生徒名簿等を照合し、給与の対象となる人員、学用品の品目をできる限り正確に把握。
- ・被害の実情に応じ、教科書、教材、文房具、通学用品の現物を給与。

〔 捜索・救出関連 〕

被災者の捜索・救出

- ・武力攻撃災害により、生命、身体が危険な状態または生死不明な状態にある者に対し、捜索または救出を実施。
- ・市町村は、避難に遅れた者等への捜索・救出について、消防吏員等による救助隊を編成し、必要に応じ管内の警察と合同して活動実施。
- ・県は、市町村から応援要請があったとき、隣接市町村、県警察本部、自衛隊等の協力を要請。

埋葬・火葬

- ・武力攻撃災害の際死亡した者であり、かつ遺族がいない等埋葬または火葬の実施が困難な場合において、応急的な処理を実施。
- ・原則として現物給付とし、棺、骨壺等や埋葬火葬の役務を提供。

死体の捜索・処理

- ・武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、かつ、すでに死亡している

と推定される者に対し、その捜索を実施。

- ・ 県は、市町村から応援要請があったとき、隣接市町村、県警察本部、自衛隊等の協力を要請。
- ・ 武力攻撃災害の際死亡した者であり、かつ、その遺族による死体の処理が困難な場合、市町村は救護班等に依頼して、死体の洗浄、消毒、検案等を実施。

第3 避難所の運営

- (1) 避難所は、原則として県から救援事務を委任された市町村が、開設運営を実施。
- (2) 避難所を開設する際は、当該施設の安全点検、居住スペースの確保等を確認の上、避難者を速やかに誘導。
- (3) 避難者の名簿を作成し、避難者数の把握や安否確認に利用。(避難者登録用紙の例を記載)
- (4) 避難所管理責任者は、次の業務を避難者等の協力を得て分担して実施。
(各業務ごとに実施内容を整理)

避難者管理

情報収集・伝達

食料・物資管理

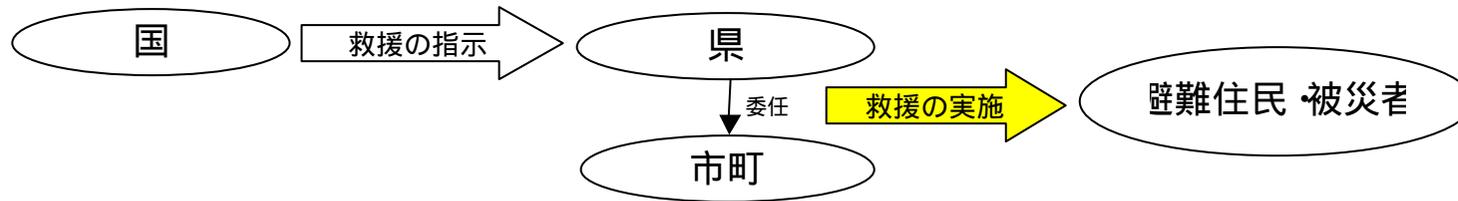
施設管理

保健衛生

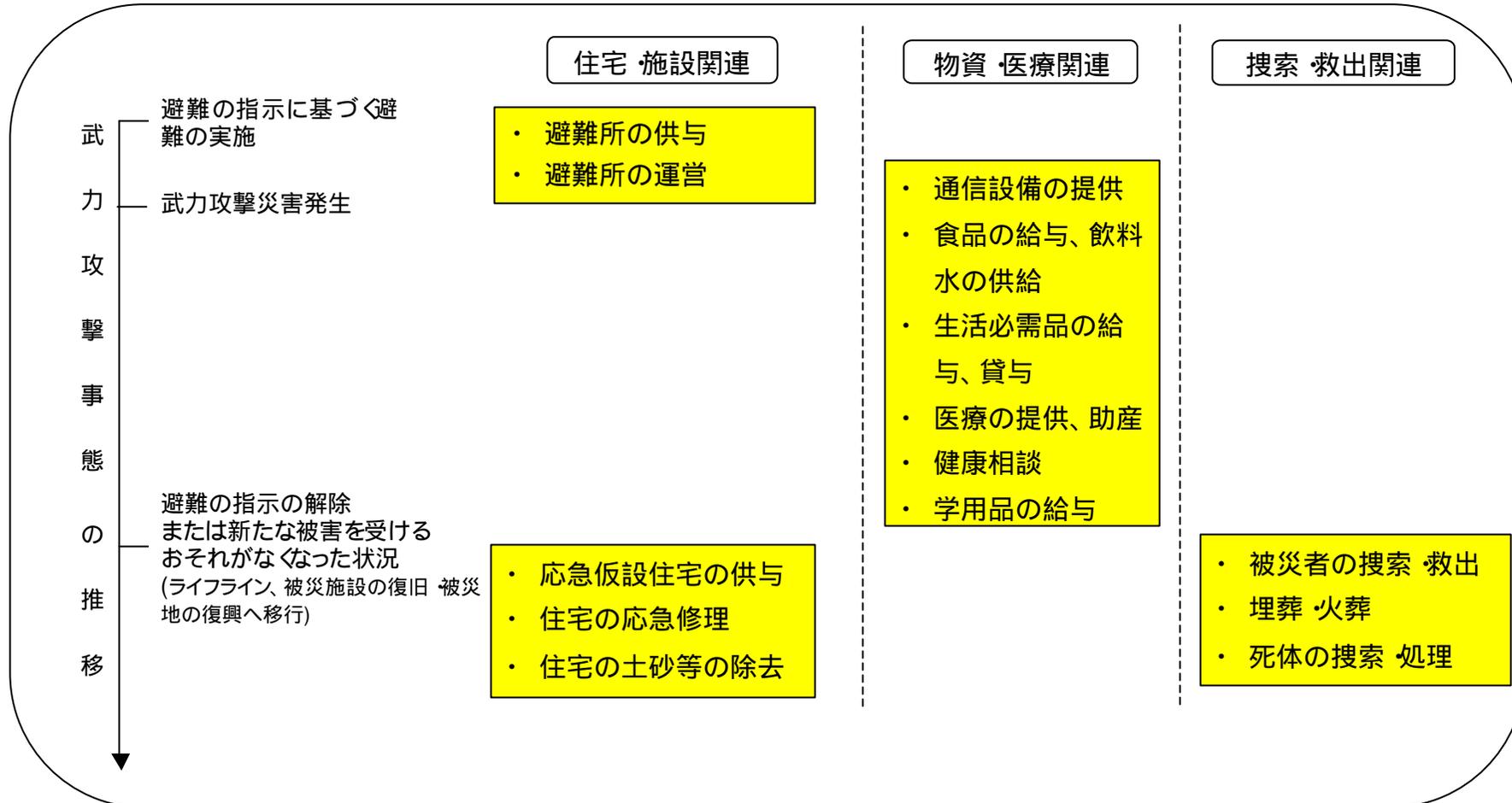
避難所運営全般の総括

救援の実施

■ 救援マニュアルで定める事項



〔救援実施内容〕



情報伝達マニュアル

第1 発見者からの通報連絡

- (1) 武力攻撃災害の兆候を発見した者からの通報を受けた警察や海上保安庁、消防からの通知または直接発見者からの通報を受けた市町村は、武力攻撃災害への対処措置を講ずる必要があると認めるときは、県へ原則としてFAXにより通知。
- (2) 市町村および警察本部または海上保安庁から通知を受けた場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずる必要があると認めるときは、関係機関へ原則としてFAXにより通知。(連絡先機関を整理)

第2 警報の伝達

- (1) 県は、国から警報発令の通知を受けたら、直ちに受信確認のため電話で連絡。
- (2) 警報の内容をあらかじめ定めた緊急連絡網により庁内各部局に伝達するとともに、原則としてFAXで関係機関に通知。(連絡先機関を整理)
- (3) 市町村は、県から通知を受けたときは、警報が発令されたことを防災行政無線、CATV、広報車等の複数の伝達手段を効果的に組み合わせて、住民等に伝達。(情報伝達手段の特性一覧を記載)

第3 緊急通報の発令

- (1) 県は、武力攻撃災害が発生し、または発生しようとしている場合において、住民の生命等を守るため緊急の必要があると認めるときは、警報発令がない場合でも、自ら武力攻撃災害緊急通報を発令。
- (2) 緊急通報を発令した場合は、警報の通知に準じて、関係機関へ原則としてFAXにより通知。(連絡先機関を整理)
- (3) 市町村は、警報の伝達に準じて、住民等に対し緊急通報の内容を伝達。

第4 避難の指示の伝達

- (1) 県は、国から避難措置の指示を受けたら、直ちに受信確認のため電話で連絡。
- (2) 避難の指示の内容が決定後、速やかに要避難地域を管轄する市町村等関係機関に対し、原則としてFAXにより通知し次の事項を伝達。(連絡先機関を整理)
 - 要避難地域
 - 避難先地域
 - 国による支援の内容

避難手段

避難経路

避難開始時刻

避難に伴う交通規制

避難時における注意事項（避難時の服装、手荷物、冬季の防寒対策等）

- (3) 要避難地域を管轄する市町村は、県から避難の指示を受けたときは、当該指示および避難実施要領の内容を、警報の伝達に準じて、住民等に対し伝達。

第5 退避の指示の伝達

- (1) 県は、退避の指示を出したときは、要退避地域の住民に伝達するとともに、関係機関に対し、原則としてFAXで通知。（連絡先機関を整理）
- (2) 市町村は、退避の指示を出したときは、要退避地域の住民に伝達するとともに、関係機関に対し、原則としてFAXで通知。

第6 安否情報の収集 報告等

- (1) 県、市町村は、避難住民および武力攻撃災害により死亡し、または負傷した住民の安否情報の収集、整理および報告ならびに照会への回答を実施。
- (2) 県は、市町村や県警察本部から次の情報を収集し、消防庁に報告。（安否情報報告書の例を記載）
- 避難住民（負傷した住民も同様）
- ・ 氏名、住所、性別、出生年月日
 - ・ 居所、負傷または疾病の状況
 - ・ その他安否確認に必要と認められる事項
- 死亡した住民
- （上記に加えて）
- ・ 死亡の日時、場所および状況
 - ・ 死体の所在
- (3) 市町村は、避難の指示を伝達したとき、または避難住民を受け入れたとき等において、避難施設に滞在する避難住民等の情報を収集し、県に対しに報告。（市町村が行う安否情報の収集事項を整理）
- (4) 報告は、収集した情報の整理を円滑に行う観点から、できる限りデータを電子メールで送信することにより実施。
- (5) 県および市町村が行う安否情報の照会、回答に当たっては、個人情報の保護に十分配慮した上、原則として照会窓口において書面を提出または交付することにより実施。（安否情報照会書および回答書の例を記載）

第7 被災情報の収集 報告等

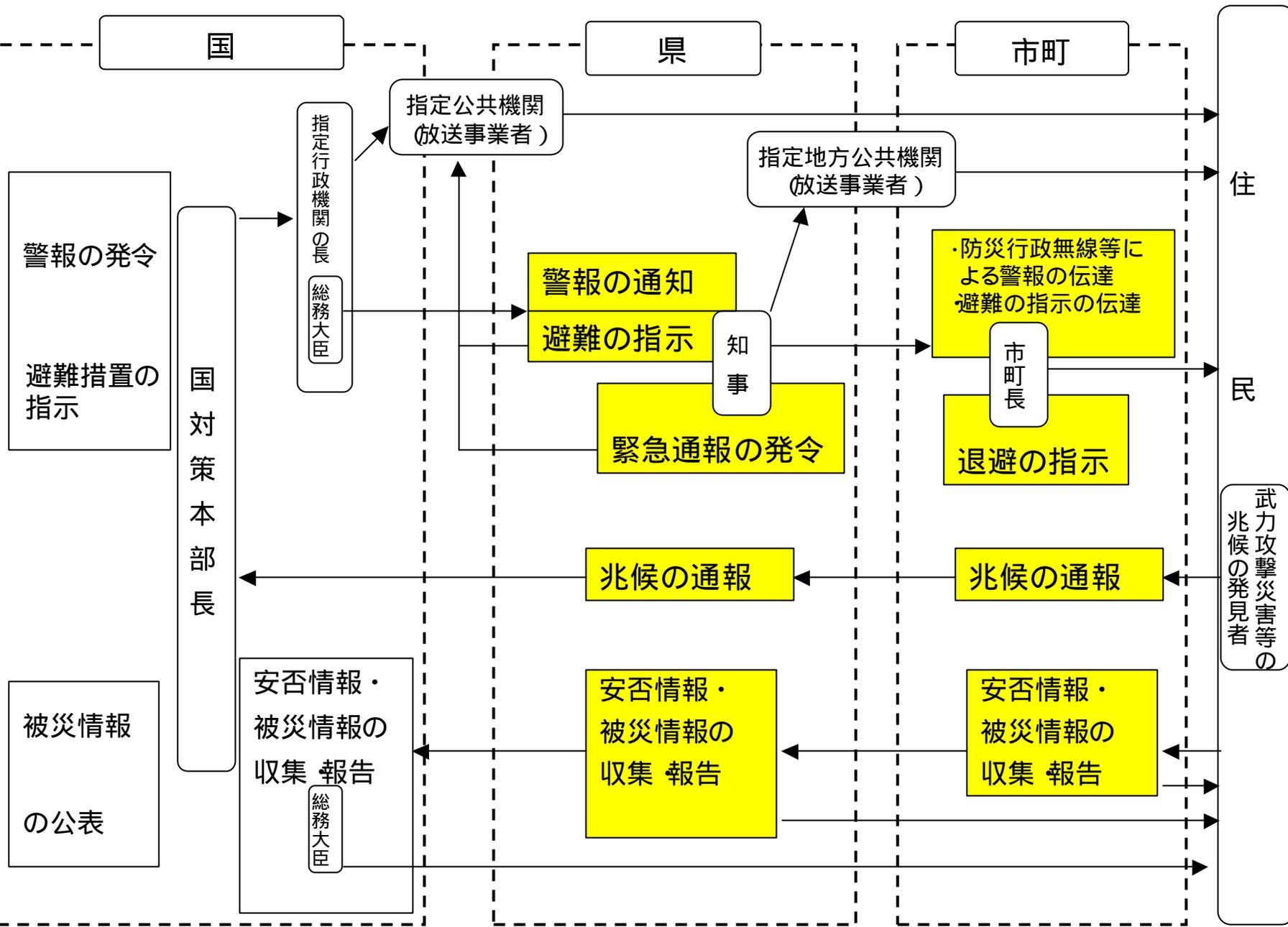
- (1) 県および市町村は、武力攻撃災害が発生した日時、場所、災害の状況、被害の状況等の被災情報を、それぞれ収集し、電子メール、FAX等により速やかに報告。
- (2) 県は、市町村や県管理施設等から次の情報を収集し、消防庁に報告。(被災情報報告書の例を記載)
 - 災害発生情報(日時、場所、原因)
 - 発生した武力攻撃災害の状況の概要
 - 人的および物的被害状況
 - 救助活動の要否、消防・救助の活動状況
 - 対策本部等の設置状況
 - 県に対する要請事項 他
- (3) 市町村は、次の情報を収集し、取りまとめ、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に報告。
 - 市町村が管理する施設および設備ならびにその職員に関する被災情報
 - 市町村管内の住民の死傷に関する情報、住家等の財産に関する情報

第8 通信手段の確保

- (1) 武力攻撃事態等において、一般加入電話が輻輳している場合には、県は「福井県防災情報ネットワーク」無線専用電話や消防無線電話等を使用することにより、関係機関との情報伝達等を実施。(各専用電話の使用方法を整理)
- (2) 有線通信に利用が著しく困難な場合等においては、電波法ならびに非常通信規約に基づき、非常通信を利用。
- (3) 一般加入電話において、最優先に通話を確保するため、あらかじめ指定を受けた災害時優先電話を利用。

主な情報の流れ

■ 情報伝達マニュアルで定める範囲



現在作成中のマニュアル

	マニュアル名	記載内容（予定）
1	災害時要援護者支援マニュアル	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時要援護者について <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の概要等 2 平常時の要援護者支援対策 <ul style="list-style-type: none"> ・支援体制の整備 ・要援護者の情報収集 ・避難支援者の確保 ・避難支援プランの作成 3 災害時の要援護者支援対策 <ul style="list-style-type: none"> ・災害初動時の情報伝達 ・避難誘導時における支援 ・避難所での生活支援 ・災害時において要援護者に配慮すべき事項
2	証明書等の交付手続マニュアル	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置にかかる証明書等について <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る証明書等の種類 2 赤十字標章等の交付および使用の許可 <ul style="list-style-type: none"> ・交付等の対象者、手続 ・使用、保管、返納 3 特殊標章等の交付および使用の許可 <ul style="list-style-type: none"> ・交付等の対象者、手続 ・使用、保管、返納 4 緊急通行車両の標章の交付 <ul style="list-style-type: none"> ・交付等の対象者、手続 ・使用、保管、返納
3	輸送マニュアル	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送の実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・陸上輸送、航空輸送、海上輸送の措置について ・輸送手段等の確保 2 避難住民等の輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の輸送の準備 ・運送の要請 ・避難住民の輸送のための調整 3 緊急物資の輸送 <ul style="list-style-type: none"> ・物資輸送に係る県の業務 ・物資輸送に係る市町村の業務 4 緊急通行車両 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通行車両の通行 ・緊急通行車両の範囲等
4	補償マニュアル	<ol style="list-style-type: none"> 1 補償等について <ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置にかかる補償等の概要 2 損失補償及び実費弁償 <ul style="list-style-type: none"> ・県または市町村の処分に伴う損失補償について ・医療関係者に対する実費弁償について 3 損害補償及び損失補てん <ul style="list-style-type: none"> ・県または市町村の協力要請に伴う損害補償について ・国に対する損失補てんの申請等 4 費用の負担 <ul style="list-style-type: none"> ・国の負担について